

医療機関が発行する文書の費用

医師の業務の中で思いのほか負担が大きいのが文書作成です。種類も多く、費用徴収の方法も様々です。医療機関でよく取り扱う文書の費用について整理します。

►保団連発行の『公費負担医療等の手引 25年7月』では、文書交付の対応だけでなく、公費負担医療や各種制度利用時の医療機関での対応をまとめています。ぜひご活用ください。お問い合わせは、ご所属の協会・医会まで。

(1)自費扱いとなる診断書

医療機関で発行する診断書、証明書は一部を除き、患者からの自費徴収が認められています。料金は各医療機関であらかじめ設定します（社会通念上妥当な範囲）。例えば、高齢ドライバーの認知症診断、保険会社や産業医へ提出する診断書、カルテの開示手数料などがあります。

(2)保険給付を受けるために必要な文書の費用

保険給付には、診療等のように医療サービスそのものを提供する「現物給付」と、患者が医療費をいったん支払った後でその費用を保険者に請求する「療養費払い」があります。保険給付を受けるために必要な文書交付を求められた場合の取り扱いは療養担当規則第6条で定められています。よく作成が求められる文書の取り扱いは次の通りです。

療養費支給申請のための領収証・明細書、治療用装具の証明書など	無償交付
出産育児一時金、出産手当金に係る証明書など	自費徴収
傷病手当金意見書、あんま・マッサージ・はり・きゅうの施術の同意書	保険請求

(3)介護保険サービス利用時の主治医意見書・診断書

要介護認定を受ける際に必要な主治医意見書の作成料は、新規か継続か、患者の療養場所が在宅か施設かの4パターン（下表参照）になります。作成料は、利用者に請求することなく、事務費交付金として原則市町村に請求します。請求書は国保連合会に提出しますが、市町村により扱いが異なることがあるため、各市町村にお問い合わせください。

主治医意見書の作成料	在宅	施設
新規申請時	5,000円	4,000円
継続申請時	4,000円	3,000円

一方、介護保険の施設系サービス・グループホーム・特定施設利用前の健康診断書や介護保険の居宅サービス利用前の健康診断の費用は、事業者または利用者から徴収します。

(4)生活保護患者への各種証明書・意見書

患者からの自費徴収はできませんが、以下の場合には福祉事務所に請求できます。

生活保護につき発行した証明書・意見書（医療要否意見書、精神疾患（病）入院要否意見書、給付要否意見書、訪問看護要否意見書）	就職時の健康診断書等で福祉事務所長が必要と認めたものは福祉事務所宛に請求できる。
生活保護の被保護者に係る他法優先の場合① 自立支援医療（精神通院）の支給認定申請時の診断書作成料	3,000円以内の額の範囲で、実費を福祉事務所宛に請求できる。
生活保護の被保護者に係る他法優先の場合② (a) 特定医療費（指定難病）の支給認定にかかる申請に要する診断書（臨床調査個人票）の作成及び手続き協力のための費用 (b) (a)の診断書（臨床調査個人票）の添付書類における複写フィルムや電磁的記録媒体（CD-R等）にかかる費用	(a)については5,000円以内、 (b)については1,000円以内の額で、実費を福祉事務所宛に請求できる。
生活保護の被保護者に係る他法優先の場合③ 上記①、②以外の場合等	4,720円以内（障害認定に係るものは6,090円以内）の額で、実費を福祉事務所宛に請求できる。

(5)学校・保育園などに対する書類

日本スポーツ振興センターへ提出する「医療等の状況」	日本医師会から無償で協力するよう通知が出されている。
学校・保育園等の感染予防による出席停止を解除するための登校（園）許可証明書	患者から自費徴収できる。
学校医等に対する食物アレルギー患者及び、アナフィラキシー既往歴のある患者に関する「生活管理指導表」	診療情報提供料（I）により算定する。
学校医等に対する上記以外の患者に関する「生活管理指導表」	意見書を求めた学校等から自費徴収できる。
学校医等に対する小児慢性特定疾病医療支援対象患者又は医療的ケア児に関する診療情報提供書	診療情報提供料（I）により算定する。
保育園等に対する与薬指示書	患者から自費徴収できる。

(6) 公費負担医療や各種制度の申請などに用いる診断書・証明書について

自費請求できるものが多いですが、制度ごとに定めのある場合もあります。主なものを以下にまとめます。

公費負担医療（難病医療費助成など）申請のための意見書・診断書等	患者から自費請求できる。
身体障害者手帳交付申請手続きのための診断書	患者から自費徴収できる。
障害年金申請のため、日本年金機構から求められる「受診状況等証明書」等	患者から自費徴収できる。
自立支援医療（精神通院）の公費負担申請手続きのための診断書（生活保護以外）	患者から自費徴収できる。
自立支援医療証（育成医療・更生医療）交付申請のための意見書等	指定自立支援医療機関療養担当規程により、患者・患者の保護者・患者に対し支給認定を行った市町村等から必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償で交付することになっている。ただし、初回申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。
職業安定所等に提出する就業可能証明書	患者から自費徴収できる。
被介護者のおむつ支給（市町村実施）申請のための証明書	患者から自費徴収できる。
医薬品副作用被害救済制度の救済給付の請求のための診断書	患者から自費徴収できる。
予防接種健康被害救済制度の申請のための診断書等	患者から自費徴収できる。
公害健康被害補償制度の認定更新診断書、主治医診断報告書、医学的検査結果報告書	患者からの自費徴収も（公害）診療報酬請求もできない。診断書作成料、請求方法は、各市町村ごとに定められている。
公害保健福祉事業および環境保健事業参加にかかる医師の意見書	患者からの自費徴収も（公害）診療報酬請求もできない。診断書作成料、請求方法は、各市町村ごとに定められている。
感染症法（第37条の2）〈結核〉の公費負担申請のための診断書（診断書のみ発行の場合）	社保本人・家族、国保本人・家族、生保患者の診断書のみの交付の場合は、診断書料100点のみを保険請求する。（公費対象医療とはならない）
感染症法（第37条の2）〈結核〉の公費負担申請のための診断書（申請代行した場合）及び協力料	社保本人、国保本人・家族、生活保護、高齢者医療確保法の患者の場合、診断書料：100点、協力料：100点を保険請求する。社保家族の場合は、診断書料：100点のみを保険請求する。（公費対象医療とはならない）